

番号	質問	回答
Q1	手数料はなぜ必要か	<p>農地中間管理事業に係る経費はこれまで、国・県からの補助金で対応できる状況であったことから、利用者の皆さんについては、手数料をいただくずに、利用権設定・変更や、システム上のデータ管理、賃料の受払などの業務にあたってきているところです。しかしながら、令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の一部法改正の施行に伴い、令和7年4月以降は市町相対による農地の貸借については、新規設定や更新の取扱が廃止となり、農地中間管理事業に統合・一本化されることになっております。</p> <p>そのようなことから、数年～10年の間に農地中間管理事業の取扱量は現在の3倍～4倍と急激に拡大していくことが見込まれ、農地中間管理機構では事務量の増加に円滑に対応していくために、人員増等の組織強化、事務の効率化、市町・農業委員会との連携強化等に取り組んでいく必要があります。これには一定の事業費の増加が予想されます。公社では本事業の一層の事務処理経費の効率化と節減に努めるとともに、国庫補助金等の拡充について要望しているところですが、補助金の増額については非常に厳しい見通しとなっております。</p> <p>このまま何ら対策を講じなければ、本事業の契約管理業務等の持続的な運営に支障を及ぼすとともに、公益社団法人佐賀県農業公社の健全な運営が維持できない恐れがあります。賃料の受払いなどのサービスを着実に提供するなど利用者の皆さんが安心してこの農地中間管理事業を利用していただくため、令和7年4月以降に利用権設定が公告されるものから順次手数料を徴収することとしました。</p>
Q2	手数料収入の使途は何か	<p>農地中間管理事業の手数料の使途には、業務量の増加に伴い国や県の補助金等で対応できない経費分です。具体的には、国、県の補助対象外の経費として人件費の一部のほか、予算要望額を補助金が下回った場合の不足額を補い、利用者へのサービスを提供していきます。</p>
Q3	手数料の徴収はいつから発生するのか	<p>令和7年4月1日以降の農用地利用集積等促進計画の公告に基づく契約案件からを対象とし、令和7年12月以降の賃料の受払時に毎年、手数料も併せて出し手・受け手の双方から徴収いたします。</p>
Q4	手数料の率額等はいくらか	<p>手数料は、年間賃料の1%を毎年賃料の受払い時に、出し手・受け手の双方から徴収するものとします。</p>
Q5	集落営農法人など大規模な受け手に対する緩和措置はないのか	<p>集落営農法人など大規模な受け手の手数料については、上限は5万円とし、過度な負担にならないように配慮しています。</p>
Q6	手数料は消費税の対象となるのか	<p>手数料は、消費税の対象となります。手数料に係る消費税及び地方消費税は、その合計額を手数料の外税として徴収いたします。(手数料に消費税を含めて徴収することになります。)</p>

番号	質 問	回 答
Q7	使用貸借や物納契約の場合手数料を徴収するのか	農地の使用貸借契約については、手数料徴収の対象とはしません。 使用貸借や物納契約については、農地中間管理事業の一番のメリットである賃料の受払のサービスを受けていないことや、中山間地域や、狭地・不整形などの理由で使用貸借となっているものは手数料の徴収により将来的にヤミ耕作や遊休農地化することにつながる恐れがあることなどから、手数料徴収の対象としません。
Q8	賃料が少額であっても手数料を徴収するのか	賃料の多少によらず、なるべく公平にご負担いただくために手数料の額は百円単位までとし、手数料の額が百円未満の場合については手数料をいたしません。
Q9	手数料率の算定根拠は	<p>令和6年度から令和11年度までの農地中間管理事業の赤字累計額とそれまでの手数料累計額が概ね均衡する率として設定しました。</p> <p>具体的には下記のとおりです。</p> <p>(1) 農地中間管理事業の令和6～11年度の赤字想定額 令和6年度から令和11年度までの5カ年分の累計を算出すると、約7千1百万円の赤字累計額となります。 (業務量増加に対応した増員及び情報管理システムの大幅改修費ほかによる事業費の増加に対し、国県補助金が現状から増額しなかった場合の算定)</p> <p>(2) 手数料率のシミュレーション 農地中間管理事業の令和6～11年度の累積赤字を令和7～11年度で解消することとしてシミュレーションを行いました。 シミュレーションの前提として取扱い面積を ○中間管理事業の既設定分の更新契約分 ○新規契約分 ○市町相対による利用権設定から農地中間管理事業への契約の移行 ○JA農地利用円滑化事業から農地中間管理事業への契約の移行等による面積の合計を対象に算定しました。また手数料率については、他県の実施状況を参考にして①0.5% ②1.0% ③1.5%の3種類でシミュレーションし比較検討しました。</p> <p>結果は、手数料収入の累計額がそれぞれ①3千6百万円 ②7千3百万円 ③1億9百万円となり赤字累計額(7千1百万円)に最も近くなるのは1.0%の場合という結果になりました。このため、手数料率は令和11年度末までの赤字累計額とそれまでの手数料累計額が概ね均衡する1.0%が適当であるとして設定しています。なお、令和12年度以降の手数料率は、機構の経営状況等を踏まえ、再検討を行います。</p>
Q10	将来的に手数料率が1.0%から増えることはないのか	<p>手数料については、今回のシミュレーションで令和11年度までを対象として各値を算出しております。将来の状況は様々想定されますが、引き続き経営努力等により負担増にならないよう努めてまいります。</p> <p>なお、令和12年度以降の手数料率については、令和11年度に5カ年の手数料徴収額や事業費の赤字累積額、その後の利用権設定の見込等を総合的に検討して設定することとします。</p>

番号	質 問	回 答
Q11	手数料に消費税はかかりますか。	佐賀県農業公社が消費税対象団体となりますので、手数料に消費税がかかることとなります。
Q12	遅延損害金に手数料はかかりますか。	遅延損害金に手数料はかかりません。
Q13	手数料徴収の周知方法はどのようにするのか	手数料徴収については時間をかけて広く農家の皆さんへ周知する必要があると考えており、令和6年度中約1年間をかけて周知を図ることとしています。具体的には、機構のホームページへの掲載や、PR用のチラシを作成し関係機関で配布することや、各農業委員会が発行する広報誌へ掲載を依頼すること等により周知を図ることとしています。
Q14	手数料徴収について、免除される利用権設定はないのか	<p>手数料の免除できる利用権設定としては、次のとおりとしています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 使用貸借及び物納による利用権設定</li> <li>2) 農地中間管理機構関連農地整備事業及び佐賀県農業公社が実施する園芸団地整備運営事業における農地の利用権設定</li> <li>3) 市町から農地中間管理権の取得に係る特例申請による農地の利用権設定</li> <li>4) 災害等やむを得ない事由の場合、手数料の一部又は全部を免除若しくは徴収を県と協議のうえ猶予することができる。</li> </ol>